○大口町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

令和5年3月27日 議会訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町 条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものと する。

(用語)

- 第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 (個人識別符号)
- 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に 掲げるものとする。
 - (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準 が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するた めに変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状 によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
 - (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
 - (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

- (4) 旅券法 (昭和26年法律第267号) 第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項 に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の 2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保 険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の 2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法 (平成9年法律第123号) 第12条第3項の被保険者証の番号 及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第5項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

- 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを 内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。
 - (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第 1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123 号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が 定める程度であるもの
 - (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
 - (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
 - (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
 - (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
 - (6) 本人の性的指向又は性自認に関する事項
 - (7) 本人に対して生活保護法(昭和25年法律第144号)第2条に規定する保

護が行われ、又は行われたこと。

- (8) 本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人であり、又はあったこと。 (個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)
- 第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が 定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報 の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による 保有個人情報(議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとして いる個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定 されているものを含む。) の漏えい等が発生し、又は発生したおそれ がある事態
 - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。
 - (1) 概要
 - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報(前項 第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。) の項目
 - (3) 原因
 - (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

- 第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して 使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
 - (2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
 - (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

- 第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
 - (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
 - (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳 簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、 当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、 又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至った

ときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備 えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信 の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる 個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
 - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又 は遺族
 - (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第 5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17 条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファ イルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書(様式第1)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

- 第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により 提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれか とする。
 - (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の資格確認書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人 が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格 を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

を議長に提示し、又は提出しなければならない。

- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたもの とみなす。

(開示決定の通知)

- 第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
 - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
 - (4) 電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。 第16条第2項において同じ。)と開示を受ける者の使用に係る電子計 算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項にお いて同じ。)を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要 する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(開示決定通知書)

- 第12条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書(様式第2)とする。
- 2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書(様式第3)とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書(様式第4) とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書(様式第 5)とする。

(第三者意見照会書等)

- 第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第6) により行うものとする。
- 2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書(様式第7)とする。
- 3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書(様式第 8)とする。
- 4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する 第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請 求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなけ ればならない。
- 5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示請求の年月日
 - (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 前項各号に掲げる事項
 - (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第9)とする。

(電磁的記録の開示方法)

- 第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる 電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対 する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをい う。以下同じ。)を用いて行う必要があるものにあっては、議会が保有するプロ グラムにより行うことができるものに限る。)とする。
 - (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当 該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

- (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあっては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)又は当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。
- 3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあっては、議長は、当該電磁的 記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由がある ときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、 これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

- 第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。
 - (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる 方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開 示の実施の方法)
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
 - (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の 実施を希望する日
 - (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、 その旨
- 2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(訂正請求書)

第18条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(様式第10) によるものとする。

(訂正決定通知書等)

- 第19条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書(様式第11)とする。
- 2 条例第34条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第12)と する。

(訂正決定等期限延長通知書)

第20条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第13) とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第21条 条例第36条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第 14)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第22条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式 第15)とする。

(利用停止請求書)

第23条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書(様式第16)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

- 第24条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書(様式第17)とする。
- 2 条例第41条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書(様式第18) とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第25条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書(様式第 19)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第26条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書(様

式第20)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第27条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式 第21)により行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8 条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「大口町議会 の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年大口町議会訓令第4号) の施行後遅滞なく」とする。

(大口町議会が保有する個人情報の保護等に関する規程の廃止)

3 大口町議会が保有する個人情報の保護等に関する規程(平成17年 大口町議会訓令第2号)は、廃止する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に交付を受けている健康保険の被保険者証の有効期間が経過するまでの間の当該被保険者証については、なお従前の例による。

様式目次

様式	帳票名	関係条文
様式第1	開示請求書	第9条
様式第2	開示決定通知書	第12条第1項
様式第3	開示をしない旨の決定通知書	第12条第2項
様式第4	開示決定等期限延長通知書	第13条
様式第5	開示決定等期限特例延長通知書	第14条
様式第6	第三者意見照会書	第15条
様式第7	第三者意見照会書	第15条第2項
様式第8	第三者開示決定等意見書	第15条第3項
様式第9	開示決定通知を行った旨の反対意見書提	第15条第7項
	出者への通知書	
様式第10	訂正請求書	第18条
様式第11	訂正決定通知書	第19条第1項
様式第12	訂正をしない旨の決定通知書	第19条第2項
様式第13	訂正決定等期限延長通知書	第20条
様式第14	訂正決定等期限特例延長通知書	第21条
様式第15	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	第22条
様式第16	利用停止請求書	第23条
様式第17	利用停止決定通知書	第24条第1項
様式第18	利用停止をしない旨の決定通知書	第24条第2項
様式第19	利用停止決定等期限延長通知書	第25条
様式第20	利用停止決定等期限特例延長通知書	第26条
様式第21	諮問をした旨の通知書	第27条

開示請求書

年 月 日

大口町議会議長様

(ふりがな) 氏名

住所又は居所

₹

電話

大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第19条第 1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1	開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を 記載してください。

- ア 事務所における開示の実施を希望する。
 - <実施の方法> □閲覧 □写しの交付 □その他()
 - <実施の希望日> 年 月 日
- イ 写しの送付を希望する。
- ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人
イ 請求者本人確認書類
□運転免許証
□健康保険資格確認書
□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証
明書
□その他()
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してくだ
さい。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してくださ
ν _°)
(ア) 本人の状況
□未成年者 (年 月 日生)
□成年被後見人
□任意代理人委任者
(イ) 本人の氏名
(ウ) 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してくださ
V'o
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □委任状 □その他()

様式第2(第12条関係)

第 뭉 年 月 H

(開示請求者) 様

大口町議会議長

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、大口町議会の 個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第24条第1項の規定によ り、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

開示する保有個人情報 (全部開示・ 部分開示)
不開示とした部分とその理由

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によ り、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町議会議 長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の 翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。 また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37

年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算し て6か月以内に、大口町を被告として(大口町議会議長が被告の代表者となります。)、

名古屋地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

3	開示する保有個人情報の利用目的
4	開示の実施の方法等(同封)の説明事項をお読みください。
	(1)開示の実施の方法等
	(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
	期間: 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)
	時間:
	場所:
	(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)
	(4)電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合

様式第3 (第12条関係)

第 号年 月 日

(開示請求者) 様

大口町議会議長

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個 人情報の名称等	
開示をしないこととし た理由	

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年 法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に、大口町を被告として(大口町議会議長が被告の代表者となります。)、名古屋 地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったこ とを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起する ことができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。 日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

<本件連絡先>

大口町議会事務局

(担当者名)

(電話)

様式第4 (第13条関係)

第 号年 月 日

(開示請求者) 様

大口町議会議長

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個		
人情報の名称等		
延長後の期間	日(開示決定等期限	年月日)
延長の理由		

様式第5 (第14条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

(開示請求者) 様

大口町議会議長

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個	
人情報の名称等	
条例第26条第1項の 規定(開示決定等の期 限の特例)を適用する 理由	
残りの保有個人情報に ついて開示決定等をす る期限	(年月日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年月日

様式第6 (第15条関係)

第 号年 月 日

(第三者利害関係人) 様

大口町議会議長

第三者意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があると きは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り 扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
開示請求の年月日	年月日
開示請求に係る保有個人 情報に含まれている(あ なた、貴社等)に関する 情報の内容	
意見書の提出先	〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 大口町議会事務局
意見書の提出期限	年 月 日

第 号年 月 日

(第三者利害関係人) 様

大口町議会議長

第三者意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があると きは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り 扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名 称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第 2号の規定の適用区分及びその理 由	適用区分 □第1号 □第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に 関する情報の内容	
意見書の提出先	〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 大口町議会事務局
意見書の提出期限	年 月 日

第三者開示決定等意見書

年 月 日

大口町議会議長 様

(ふりがな) 氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のありました保有個人情報の開示について、次のとおり 意見を提出します。

開示請求に係る保	
有個人情報の名称	
等	
	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。
	□保有個人情報を開示されることについて支障がある。
開示に関しての御	(1) 支障(不利益) がある部分
意見	
	(2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

第 号 年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

大口町議会議長

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(あなた、貴社等)から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情 報の名称等				
開示することとした理由				
開示決定をした日	年	月	日	
開示を実施する日	年	月	日	

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(大口町議会議長が被告の代表者となります。)、名古屋地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

訂正請求書

年 月 日

大口町議会議長 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

₹

電話

大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第32条第 1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情	年 月 日
報の開示を受けた日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称 等:
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)

1	訂正請求者	□本人	□法定代理人	□任意代理人
2	請求者本人確認	忍書類		
	□運転免許証			
	□健康保険資	格確認書		
	□個人番号カ	ード又は住	民基本台帳カー	ド(住所記載のあるもの)
	□在留カード、	特別永住都	皆証明書又は特別	別永住者証明書とみなされる外国人登
	録証明書			
	□その他()	
	※ 請求書を送	付して請求	する場合には、	加えて住民票の写し等を添付してく
	ださい。			
3	本人の状況等	(法定代理)	人又は任意代理。	人が請求する場合にのみ記載してくだ
	さい。)			
	ア 本人の状況			
	□未成年者	(有	三 月 日生)	
	□成年被後	見人		
	□任意代理	人委任者		
	(ふりがな) イ 本人の氏名			
	本人の氏名ウ 本人の住所	フル民能		
	ソー本人の注例。	又(よ店房)		
4	 注定代理 \ が言	書載する場合	♪ 次のいずれ:	
	さい。	H41 / 2 /// [
		響 □戸籍	攤太 □啓記事	項証明書 □その他()
5				####################################
9	請求資格確認書			
				\ /

 第
 号

 年
 月

 日

(訂正請求者) 様

大口町議会議長

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個	
人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
訂正決定をする内容及	
び理由	(訂正理由)

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年は第120日)の担定により、この決定があったことができなるように対策により、20日)の担定により、この決定があったことが知った日の翌日からお答しており、この決定があったことが知った日の翌日からお答しております。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年 法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に、大口町を被告として(大口町議会議長が被告の代表者となります。)、名が 屋地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定の日の翌日から 起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提 起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の 取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったこと を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第12(第19条関係)

第 号年 月 日

(訂正請求者) 様

大口町議会議長

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個	
人情報の名称等	
訂正をしないこととし	
た理由	

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年 法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に、大口町を被告として(大口町議会議長が被告の代表者となります。)、名古 屋地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があ ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から 起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提 起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の 取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったこと を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

<本件連絡先>

大口町議会事務局

(担当者名)

(電話)

様式第13 (第20条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

(訂正請求者) 様

大口町議会議長

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る							
保有個人情報の							
名称等							
延長後の期間	日	(訂正)	決定等期限	年	月	日)	
延長の理由							

様式第14 (第21条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

(訂正請求者) 様

大口町議会議長

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第36条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人						
情報の名称等						
条例第36条第1項の規 定(訂正決定等の期限の 特例)を適用する理由						
訂正決定等をする期限		年	月	日		

様式第15 (第22条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

大口町長様

大口町議会議長

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

大口町長に提供している次の保有個人情報については、大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正正請求に係る保有	
個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保	(氏名、住所等)
有個人情報を特定する	
ための情報	
訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
訂正決定をする内容及び理由	(訂正理由)

利用停止請求書

年 月 日

大口町議会議長 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

₹

電話

大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第39条第 1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る	
保有個人情報の開示	年 月 日
を受けた日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等:
利用停止請求の趣旨及び理由	 (趣旨) □第38条第1項第1号該当 → □利用の停止 □消去 □第38条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人
2 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険資格確認書 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる 外国人登録証明書 □その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 □未成年者(年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □委任状 □その他 ()

 第
 号

 年
 月

 日

(利用停止請求者) 様

大口町議会議長

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、大口町 議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第41条第1項の規 定により、次のとおり利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個 人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(大口町議会議長が被告の代表者となります。)、名古屋地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求にの取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、翌日から起算した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第 号年 月 日

(利用停止請求者) 様

大口町議会議長

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個 人情報の名称等	
利用停止をしないこととし た理由	

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(大口町議会議長が被告の代表者となります。)、名古屋地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第19 (第25条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

(利用停止請求者) 様

大口町議会議長

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、大口町 議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第42条第2項の規 定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係				
る保有個人情報の				
名称等				
延長後の期間	日(利用停止決定等の期限	年	月	日)
延長の理由				

様式第20 (第26条関係)

第 号年 月 日

(利用停止請求者) 様

大口町議会議長

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

年	月	日		
	年	年 月	年 月 日	年月日

 第
 号

 年
 月

 日

(審査請求人等) 様

大口町議会議長

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人	
情報の名称等	
審査請求に係る開示決定 等(訂正決定等、利用停 止決定等)	
	(1) 審査請求日
審査請求	(2) 審査請求の趣旨
諮問日·諮問番号	年 月 日· 諮問 号

参考書式(第17条関係)

開示の実施方法等申出書

年 月 日

大口町議会議長

(ふりがな) 氏名

住所又は居所

₹

様

電話

大口町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大口町条例第47号)第28条第 3項の規定により、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号:

日 付:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等						
実施の方法	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()				
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()				
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()				

3 開示の実施を希望する日

年 月 日午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 (有:同封する郵便切手等の額 円 無